

## 小値賀町短期滞在住宅規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、小値賀町の人口減少対策として小値賀町に移住を希望する者（以下「移住希望者」という。）の定住促進に資する島での生活体験ができる短期滞在住宅（以下「滞在住宅」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 滞在住宅 移住希望者を1ヶ月以上3ヶ月未満、入居させる建物及び附属施設をいう。
- (2) 移住希望者 小値賀町以外に居住する者で、次に定めるところによる。
  - ア 将来、小値賀町への移住を予定しており、その調査・体験のために滞在しようとする者
  - イ 小値賀町へ移住するための住宅を借上げるまでの間、小値賀町内に居住しようとする者
  - ウ 小値賀町内において、移住のための住宅を建築しようとする者又は建築中の者

(名称、位置)

**第3条** 滞在住宅の名称、位置は、次のとおりとする。

名称	位置	構造	1戸当たり面積 (㎡)	摘要
蛭子住宅 (仮称)	小値賀町笛吹郷 1647番地	木造瓦葺2階建	81.72	

(利用の許可)

**第4条** 滞在住宅の利用を希望する者は、小値賀町短期滞在住宅利用許可申請書（様式第1号）により町長に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 利用の許可は、小値賀町短期滞在住宅利用許可書（様式第2号）により、1ヶ月以上3ヶ月未満の期間を指定して行い、期間の満了により失効し、更新はできない。

(利用期限)

**第5条** 滞在住宅の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ申請した利用予定日から10日以内に入居し、前条により許可を受けた期間を超えて利用してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ町長の入居期限延長の承認を受けなければならない。

(目的外利用の禁止)

**第6条** 滞在住宅の利用者は、許可を受けた建物を居住の目的以外に利用してはならない。

- 2 利用者は、許可を受けた世帯員以外の者を入居させてはならない。

(利用料)

**第7条** 滞在住宅の利用料は1月30,000円（光熱水費等は利用者負担）とする。ただし、月途中に退去するときは日割り計算する。

- 2 利用者が滞在住宅利用後1年以内に小値賀町に移住した場合は、利用料を返還する。

(利用者の義務)

**第8条** 利用者は、善良な管理者の注意をもって、利用の許可を受けた滞在住宅を使用しなければならない。

- 2 利用者は、利用の許可を受けた滞在住宅について修繕の必要があると認めるときは、そ

の旨を町長に届け出なければならない。

(利用者の負担)

**第9条** 次に掲げる費用は、利用者の負担とする。

- (1) ごみ処理、清掃その他滞在住宅の使用に必要な費用
- (2) 家屋の壁、柱、床、畳、はり及び屋根の修繕を除くほか、滞在住宅の修繕等に要する費用

(損害の賠償)

**第10条** 利用者は、その責めに帰すべき理由により、利用の許可を受けた滞在住宅を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。入居世帯員の場合も同様とする。

(工作物の設置の承認)

**第11条** 利用者は、当該滞在住宅の原状を変更してはならない。ただし、原状回復の容易な模様替え又は撤去が容易な手すりなど工作物を設置する場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合においては、あらかじめ図面を添付した申出により行うものとする。
- 3 第1項の承認を行うに当たり、利用者が当該滞在住宅を明け渡すときは、利用者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とする。

(転貸禁止)

**第12条** 利用者は、利用の許可を受けた滞在住宅の全部又は一部を他に転貸してはならない。

(明渡し)

**第13条** 利用者が許可期間を満了したときは、その日をもって当該滞在住宅を原状に復して明け渡さなければならない。

- 2 利用者が、自己の都合により期間満了前に退去する場合も前項と同様とする。
- 3 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該利用者に対し利用の許可を取り消すとともに、滞在住宅の明渡しを請求することができる。
  - (1) 不正行為によって入居したとき。
  - (2) 正当な理由がなく光熱水費等を1ヶ月以上滞納したとき。
  - (3) この規程又はこれに基づく町長の指示、許可条件その他の処分に違反したとき。
  - (4) 1ヶ月以上の長期にわたり所在不明になったとき。
  - (5) 前4号のほか、町長が滞在住宅の管理上必要と認めたとき。
- 4 前項の規定により滞在住宅の明渡しの請求を受けた利用者は、速やかに当該滞在住宅を明け渡さなければならない。
- 5 明渡しの際は、町の立会のもと、室内状況の確認報告書(様式第3号)を作成し、提出しなければならない。

(残置物の措置)

**第14条** 利用者が1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となったときにおいて、町長は、連帯保証人若しくは緊急連絡先、親族等利用者の関係者立会の上、滞在住宅に残置された利用者の家財等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。

- 2 この場合に、利用者の家財等に破損、盗難、紛失等が発生した場合、利用者及び連帯保証人は町長に対して一切の異議を申し立てないものとする。なお、保管に要する費用は利用者の負担とする。

(雑則)

**第15条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号 (規程第4条関係)

小値賀町短期滞在住宅利用許可申請書

平成 年 月 日

小値賀町長 様

利用申請者：住所  
氏名 印

連帯保証人：住所  
氏名 印  
利用者との関係

私は、小値賀町短期滞在住宅を利用したいので、次のとおり小値賀町短期滞在住宅規程第4条の規定により許可を申請します。

記

移住の動機 (又は) (利用の目的)				
利用予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ヶ月			
利用料等	無料 (ただし、光熱水費代は、利用者負担)			
利用者	世帯主		世帯員	
	世帯員		世帯員	
	世帯員		世帯員	
利用許可の条件	小値賀町短期滞在住宅規程及び別紙許可条件を遵守する。 許可条件以外については、必要に応じて施設管理者の指示に従う。			
定住する場合の住居	希望 (予定) 1. 住宅建築 2. 町営住宅 3. 賃貸1戸建 4. その他 ( )			
定住する場合の職業	希望 (予定) 1. 農業・漁業への従事 2. サラリーマンなど 3. その他 ( )			
移住の時期 (予定)	1. 住宅建築完了次第 2. 6ヶ月以内 3. 1年以内 4. 2年以内 5. 未定			

様式第2号（規程第4条関係）

（利用者原本控）及び（写し町控）2通作成

小値賀町短期滞在住宅利用許可書

平成 年 月 日  
許可第 号

利用申請者：住所  
氏名

小値賀町長

小値賀町短期滞在住宅規程第4条の規定により、次のとおり利用を許可する。

記

住宅の名称及び所在地				
利用目的				
利用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ヶ月			
利用料等	無料（ただし、光熱水費代は、利用者負担）			
入居者	世帯主		世帯員	
	世帯員		世帯員	
	世帯員		世帯員	
利用許可の条件	小値賀町短期滞在住宅規程及び小値賀町短期滞在住宅利用許可条件による。			
条件の確認	私は、この許可が利用期間の満了により失効となり、更新が無いことの説明を受け、その条件を了解しています。 利用者： _____ 印			

## 室内状況の確認報告書

今回、利用を許可された短期滞在住宅の室内を確認した結果は、下記のとおり相違ありません。  
利用開始後、この確認報告書に基づき一切異議は申し立てません。

### 記

「異常なし」・「異常あり」のいずれかに○印を記入してください。

確認箇所	異常なし	異常あり	異常の場合その状況
畳、襖その他の建具			
台所等の床板			
天井、壁			
トイレ、洗面所			
浴室、ガス給湯器			
電気コンセント、スイッチ			
エアコン			
ガスコンロ			
照明			

平成 年 月 日

利用者 \_\_\_\_\_ 印

小値賀町長 様

〔制定理由〕

町の振興のために蛭子長俊氏から寄贈された新町の空家については、改修と清掃が終わり、利活用できる状況となった。

小値賀町の過疎化対策のためにUIターン者を受入れる施設として、当面は短期滞在住宅としての供用により、いろいろな検証を行う。

将来的には、不足する定住住宅への転換も視野に入れる。

整備に係る事業内容      8業者    8契約（修繕工事として随意契約）    1,785千円  
下水道、給湯器、建具、外壁、畳替え、フローリング等

例規システムエラーチェック結果

条文審査	SbBa2001	1	条文審査を開始します。
用字用語	JsYy9401	3	様式第3号「襖」は常用漢字外です。
条文審査	SbBa2002	1	条文審査を終了します。